

報告第14号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年11月20日

西脇市長 片 山 象 三

西脇市専決第5号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成29年10月6日

西脇市長 片山 象三

記

事故発生日時	平成29年8月4日 午後2時00分頃
事故発生場所	西脇市高田井町 342番地の1
相手方	市内男性
原因・状況等	包括連携協定に基づく大学との視察研修実施中に、相手方駐車場から出発しようとして公用車を後進させたところ、車両左側が当該駐車場の柵に接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方柵修理費 50,760円×100%＝50,760円を賠償する。 その余の請求権の放棄